

割賦販売法における指定商品・役務制の見直しについて

経済産業省 取引信用課

平成19年10月31日

1. 割賦販売法について

・法律の趣旨と対象

1. 割賦販売（分割・後払いの販売）は、

- ・初回の支払が少額で済むので勧誘に対する消費者の抵抗が少ない(強い誘引性)
- ・分割払いのために支払総額などが消費者に見えにくい(取引条件の複雑性)
- ・消費者は、販売店、クレジット会社とそれぞれ別の契約を結ぶ(契約の特殊性)

といった特性があるため、消費者トラブルが起りやすい。このため、消費者保護及び取引公正化の観点から一定の行政規制と特別の民事ルールを定めている。

2. 分割払いを3回以上、かつ2ヶ月以上にわたって行うものが法律の対象。消費者保護規定については、指定商品・役務・権利に係る取引が適用対象。

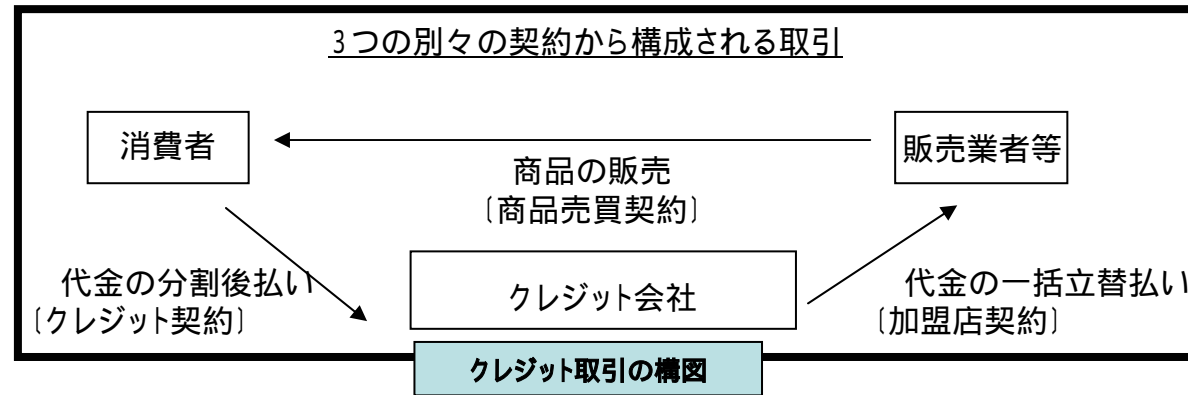
・クレジット取引の種類

1. 総合割賦(クレジットカード)

限度額の範囲内で包括的にクレジット契約を結ぶもの。

2. 個品割賦

ある商品の売買時に、その支払のためにクレジット契約を結ぶもの。自動車ローンなど。



・主な規制、ルールの内容

1. 行政規制(登録義務等)(総合割賦の場合)

総合割賦を行う業者(クレジットカード会社)は、加盟店(あらゆる商品、役務、権利が対象)保護の観点から、経済産業省への登録が必要。(また、経済産業大臣は、加盟店保護上必要な場合、クレジットカード等の交付を禁止することができ、その場合、加盟店は加盟店契約を中途解約することが可能)

* 個品割賦の場合は登録義務はなく、参入は自由。

2. 行為規制(書面交付義務等)(総合割賦)

総合割賦を行う業者及び販売業者は、割賦販売の手数料率等の取引条件を記載した書面をカード交付時に消費者に渡さなければならない。

* 個品割賦の場合はクレジット会社に書面交付義務はない。

3. 民事ルール(抗弁権の接続等)(総合割賦、個品割賦両方)

販売業者の責任で消費者トラブルが生じた場合(例:買った商品が壊れていた、販売業者が虚偽の商品説明をした)、クレジット会社の責任がなくても、消費者にクレジット会社からの代金支払請求を拒む権利(抗弁権)を与える。

4. 支払能力を超える与信の防止(努力義務)(総合割賦、個品割賦両方)

クレジット会社は、個人信用情報機関の信用情報を利用する等により、消費者の支払能力を超える与信を行わないよう努めなければならない。

2. クレジット取引を利用した悪質商法対策について

改正の趣旨

近年、高齢者に対する悪質な訪問販売業者等によるクレジット取引を利用した高額被害が社会問題化しているところ(訪問販売住宅リフォーム問題、呉服等の次々販売等)。

割賦購入あっせん業者が、販売業者等に対する加盟店調査や購入者の支払能力の調査を怠り、安易に与信を行ってきたことが問題の主たる要因であると消費者団体、日弁連等から指摘されている。

割賦購入あっせん業者に対する規制を強化し、不適正与信の防止を図り、消費者保護を図ることが喫緊の課題。

改正の主な内容(産業構造審議会で検討中)

1. 悪質商法を助長する不適正与信の排除(個品割賦の規制強化)

個品割賦購入あっせん業者に対する登録制の導入

適正与信の法的義務化

- ・悪質業者への与信を行わないよう、個品割賦購入あっせん事業者に対する加盟店調査等の適正与信義務の導入
- 被害者に対する民事的救済策
- ・与信契約のクーリング・オフの導入
- ・訪問販売等によるトラブルが生じた場合の既払金返還ルールの導入

2. 過剰与信の防止

過剰与信防止の義務化、信用情報機関を利用した支払能力の調査義務づけ等

3. その他

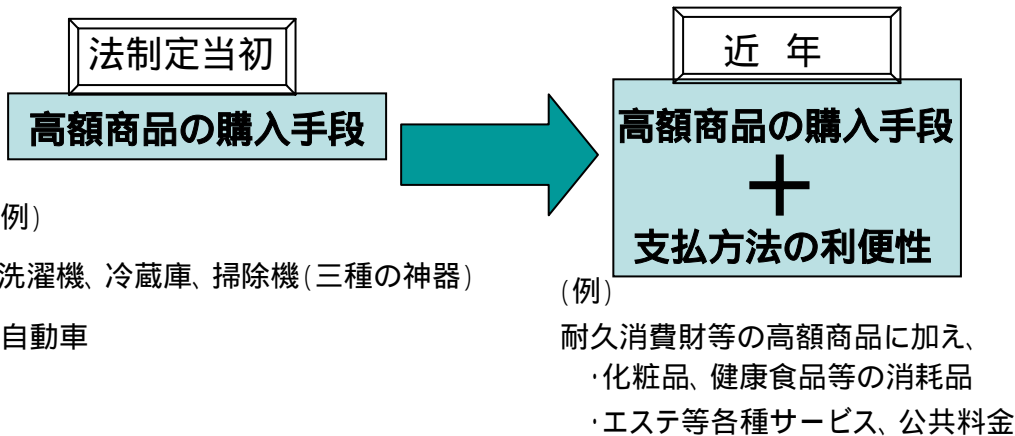
「割賦」の定義(2月3回以上の分割払い)の見直し、規制対象商品・役務の指定制の見直し等

3. 指定商品・役務制の見直しの背景と必要性

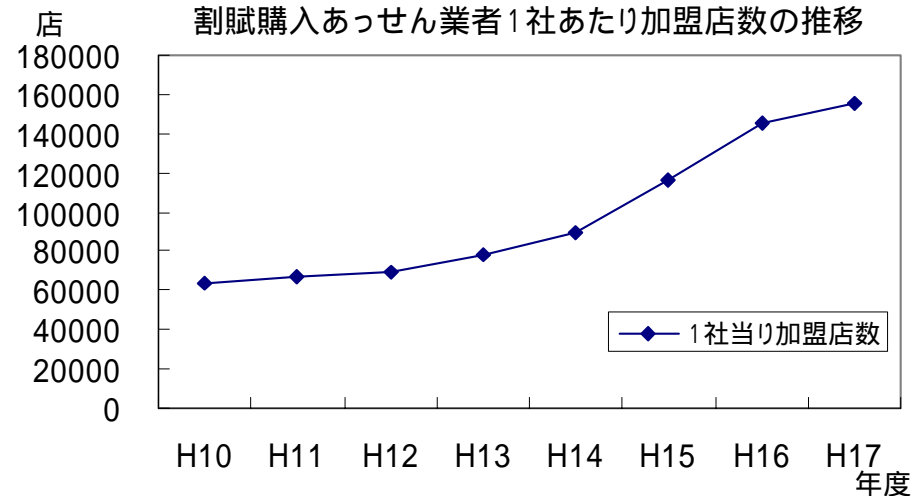
従来は主に耐久消費財等を中心にクレジット取引が利用されていたが、近年は消耗品や各種サービスについてもクレジット取引が利用されるようになってきており、その利用範囲や利用機会が拡大してきている。

指定商品・役務制により、クレジット取引に関する消費者トラブルが顕在化している商品・役務を指定し、後追いの対応によりクレジット取引に関する消費者トラブルの解消を図ってきたが、新たな商品・役務についてクレジット取引が行われた場合、消費者トラブルが発生した時にはトラブルの解消が図れない状況にある。

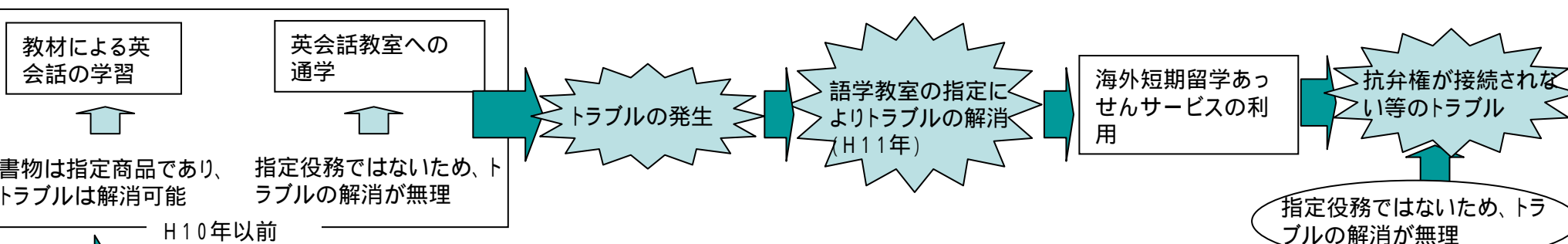
クレジット取引の利用目的の変化



クレジット取引の利用機会の増加



後追いの対応の限界(例)



今後新たにクレジット取引が行われ得る商品・役務に関しても、将来的に発生し得る消費者トラブルの防止を図ることが重要

4. 指定商品・役務制の見直しの範囲等

販売業者、役務提供事業者が自ら割賦販売を行う場合については、引き続き指定商品・役務・権利制を維持する。

割賦購入あっせんについて指定商品・役務制の見直しを行い、原則、あらゆる商品、役務について規制の適用範囲とする見直しを行う。

割賦販売法の割賦購入あっせん取引に係る規制

販売業者、役務提供事業者に係る規制

行為規制

- ・取引条件表示義務(個品のみ)
 - ・書面交付義務
- ⇒ 罰則(10万円以下の罰金)

民事ルール

- ・クーリング・オフ(訪問販売等、特定商取引を行う場合であって、特定商取引法の対象商品、役務、権利のみを対象)

行政規制

- ・報告徴収なし
- ・立入検査等の行政処分なし

主務大臣: なし

割賦購入あっせん業者に係る規制

行為規制

- ・取引条件表示義務(総合・リボ)
 - ・書面交付義務【個品は新規】
 - ・加盟店調査義務等(個品のみ)【新規規定】
- ⇒ 罰則(10万円以下の罰金)

民事ルール

- ・クーリング・オフ【新規】
- ・契約解除等制限
- ・既払金返還ルール【新規】
- ・損害賠償額制限
- ・抗弁権の接続

過剰与信防止義務

行政規制

- ・報告徴収
- ・登録【個品は新規】
- ・立入検査等の行政処分

主務大臣: 経済産業大臣